

三原高校同窓会・関西支部会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は広島県立三原高校同窓会関西支部と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与する事を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員相互の連絡・親睦並びに母校の発展に寄与する事業。
 2. 会員名簿の発行。
 3. その他必要な事業。
- 第4条 本会の事務局は支部長宅(必要な場合は副支部長宅)に置く。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の各該当者をもって組織する。
1. 広島県立三原高校(及び本校の前身学校)の卒業生で、関西地区に居住する者。
 2. 同校に一時在籍し、中途他校に転学した入会希望者で、役員会の承諾を得た者。

第3章 役員および顧問

- 第6条 本会はその目的達成のために次の役員および顧問を置く。またその選出方法は以下とする。
- | | | |
|------------|-----|-------------------------|
| 1. 最高顧問、顧問 | 若干名 | 支部長が推薦し、総会において承認を得る。 |
| 2. 支部長 | 1名 | 役員会が推薦し、総会において承認を得る。 |
| 3. 副支部長 | 若干名 | 役員会が推薦し、総会において承認を得る。 |
| 4. 幹事長 | 1名 | 幹事の中より、支部長が委嘱し総会の承認を得る。 |
| 5. 副幹事長 | 若干名 | 幹事の中より、支部長が委嘱し総会の承認を得る。 |
| 6. 幹事 | 若干名 | 原則卒業年次毎に、会員の推薦において選任する。 |
| 7. 会計幹事 | 1名 | 会員の中より、支部長が委嘱し総会の承認を得る。 |
| 8. 会計監査 | 2名 | 役員会が推薦し、総会において承認を得る。 |
- 第7条 役員および顧問の任務は次の通りとする。
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 最高顧問、顧問 | 本会の円滑な運営に助言する。 |
| 2. 支部長 | 本会を代表し会務を統括し、総会及び役員会の議長をつとめる。 |
| 3. 副支部長 | 支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその任務を代行する。 |
| 4. 幹事長 | 支部長の指揮の下に会務を統括し、実務執行にあたる。 |
| 4. 副幹事長 | 幹事長の任務を補佐する。 |
| 5. 幹事 | 支部長の指揮の下に、一切の会務を分掌する。 |
| 6. 会計幹事 | 本会の会計を処理する。 |
| 7. 会計監査 | 本会の会計を監査する。 |
- 第8条 役員任期は次の通りとする。
1. 役員任期は2か年とする。ただし総会での承認を条件に再任は妨げない。
1-①役員任期の終了は、任命された年を含む2年後の総会までとする。
 2. 欠員が生じた場合は、会則により補充する。補充者の任期は前任者の任期の残存期間。

第4章 総会、役員会

- 第9条 本会は原則として毎年春に定期総会を開催する。ただし臨時総会は次の場合に開催することが出来る。
1. 支部長が必要と認めた時
 2. 役員会の半数以上の請求があった時。
- 総会の決議は出席者の過半数をもってこれを行う。
- 第10条 支部長は適宜役員会を開催する。ただし幹事長は、必要に応じ支部長の承諾を得て役員会を開催することが出来る。
- 役員会の決議は出席者の過半数をもってこれを行う。
- 第11条 役員は必要と認める場合、幹事長を通じて支部長に役員会の開催を要求することが出来る。

第5章 会 計

- 第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 第13条 本会の会費は年額1,000円とする。経費はこの年会費、その他寄付金等の収入を以てあてる。
- 第14条 本会の決算は、会計監査を受け役員会を経て年次総会の承認を得る事とする。

第6章 附 則

- 第1条 会員はその住所・氏名・職業などに移動があった場合は、速やかに本会事務局に通知する。
- 第2条 本会則は、平成29年4月23日の設立総会での決議により実効される。
その後の改正は総会決議によるものとする。
- 令和元年5月26日 一部改訂